国際私法〈B22A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	佐藤 文彦
文責 (課題設題者)	佐藤 文彦
教科書	基本 山内 惟介『国際私法』(中央大学通信教育部)

《授業の目的・到達目標》

現在、世界中で、実に多様な渉外事件が生起している。こうした渉外事件を解決するための、理論的な 枠組を把握し、解決できるようになるための、基本的な理解を身につけてもらうことが、この授業の目的 である。

到達目標となるのは、(1)国際私法総論上の、専門用語及び基本構造の把握と、(2)国際私法各論の、 問題解決の実践、である。

《授業の概要》

法律関係を構成する要素(主体、客体、行為)のいずれもが、日本とのみ結びついている場合、当該法律関係は、日本法で判断されることになる。これに対し、そうした要素の少なくともいずれか一つが、外国と結びついている、渉外的な法律関係(たとえば、外国人夫婦が日本で離婚する、外国に所在する目的物を売買する、日本人同士が外国で婚姻する)は、どのように処理されるべきか。この点からして、いくつかの選択肢があるが、日本においては、渉外的私法関係は、直ちに日本法により解決されるのではなく、主に、類型的な生活関係ごとに、最も密接な関係があるとされる国の法律を適用して解決しようとする。

国際私法とは、渉外的私法関係を対象とするものである。このため、同じく私法関係であっても、国内的な私法関係とは、規律の目的も、規律の方法も、大きく異なる。渉外的私法関係が問題となる場面は、思いがけず身近な場面で生起するし、ニュースとして注目されることも多い。そうした問題を考えるための、基本事項を講ずる。

《学習指導》

- (1) 民法については(できれば、民事訴訟法についても)、ごく基本的な理解があることが望ましい。
- (2)まず、教科書を熟読すること。参考文献に頼り、とりあえずレポートを作成することは、レポート合格への回り道にしかならない。
- (3)補助教材『リベルス』に掲載されているレポート・論文の書き方は、必読であり、身につけて実践してもらいたい。とりわけ、山内惟介先生がお書きになられたものを、参考にしてもらいたい。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

国際私法〈B22A〉

- ○課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

なぜ渉外私法事件につき、法廷地実質法を直ちに適用してはならない(なぜ外国法を適用する可能性 を検討する)のか。

第2課題【基礎的な問題】

法廷地牴触法上、反致条項を設けるのはなぜか。具体例を用いて説明しないさい。

第3課題【応用的な問題】

法の適用に関する通則法上の、親子関係に関する諸規定につき、改正すべき点があるか。肯定説を採る場合、その理由を付して、改正案を示しなさい。

第4課題【応用的な問題】

2021年4月以降に発生した社会的事件を素材として、国際私法上の問題をひとつ選び、その解決を示しなさい。

〈推薦図書〉

山内 惟介・佐藤 文彦(編)『<標準>国際私法』(2020年)信山社櫻田 嘉章・道垣内 正人(編)『国際私法判例百選』〔第2版〕(2012年)有斐閣(*なお、第3版が、2021年に刊行予定)

横山 潤 『国際私法』(2012 年) 三省堂